

# 汎 美 術 協 会 規 約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は汎美術協会と称す。
- 第 2 条 本会は事務所を事務局長の自宅に置く。

## 第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 本会は権威主義的な階層性や審査制度を否定し、すべての作家は対等の立場に立つべきとの理念に根差し、独創的な創造と表現のための、自由な発表と交流の場を作ることを通して、内容豊かな芸術文化の発展と開花に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 研究発表会、講演会、講習会などの開催
  2. 公募推薦制の汎美展および会員展の開催
  3. 機関紙「汎美」および図書の発行
  4. 会員の共済機関を設け会員の福祉をはかる
  5. その他目的達成のために必要な事業

## 第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 正会員 本会の目的事業に賛同する美術家で、細則に定める会費を納める者
  2. 賛助会員 本会の目的事業に賛同し会を援助する美術愛好家で、細則に定める会費 1 口以上を納める者
- 第 6 条 入会にあたっては次の手続きを要する。
1. 正会員になろうとするものは、汎美展の出品経験者で、正会員 2 名以上の推薦を得て、会員総会の承認を受けなければならない。
  2. 会員になろうとするものは、細則に定める入会金および初年度分会費の半期分以上をそえて、入会申込書を提出しなければならない。
  3. 賛助会員になろうとするものは、正会員 2 名以上の推薦を得て、会員総会の承認を受けなければならない。
- 第 7 条 会員は次の理由によってその資格を喪失する。
1. 退会
  2. 禁治産および準禁治産の宣告
  3. 死亡、失踪宣言
  4. 1 年以上の会費滞納
- 第 8 条 会員の次の各号の一に該当するときは、会員総会の議決により、これを除名することができる。
1. 本会の会員としての義務に違反したとき
  2. 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったとき
- 第 9 条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第 4 章 代 表 者

- 第 10 条 本会には代表者 1 名をおく。

## 第 5 章 運 営 委 員 会

- 第 11 条 本会は、その運営のために運営委員会を置く。  
運営委員会の細目は、細則に定める。

## 第 6 章 会 議

- 第 12 条 会員総会は、定時総会と臨時総会とする。  
定時総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 ヶ月以内に代表者が招集する。
- 第 13 条 正会員の 4 分の 1 以上が要請した場合、又は運営委員会が必要と認めた場合、会の代表者は臨時総会を招集する。
- 第 14 条 次の事項は会員総会に於いて議決しなければならない。
1. 事業計画および収支予算についての事項
  2. 事業報告および収支決算についての事項
  3. 財産目録
  4. その他必要とみとめた事項
- 第 15 条 会員総会は、正会員現在数の 5 分の 1 以上出席しなければならない。  
但し委任状を提出したものは出席者とみなす。
- 第 16 条 会員総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。  
会員総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 第 17 条 会員総会の議決した事項は、全会員に通知する。
- 第 18 条 会員総会は議事録を作成し、議長および議事録署名者 2 名が署名押印する。  
議事録署名者は、議長が会員総会において指名する。

## 第 7 章 資産および会計

- 第 19 条 本会の資産は次のとおりとする。
1. 財産目録記載の財産
  2. 入会金および会費
  3. 事業に伴う収入
  4. 資産から生ずる果実
  5. 寄付金品
  6. その他の収入
- 第 20 条 本会の事業遂行に要する費用は前条の資産の中から会員総会において議決した運用財産をもってあてる。
- 第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 規約の変更ならびに解散

- 第 22 条 この規約は、会員総会において、4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。
- 第 23 条 本会の解散は、会員総会において、4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

## 第 9 章 補 則

- 第 24 条 この規約施行についての細則は、会員総会の議決を経て別に定める。

### 付 則

この規約は昭和 51 年 10 月 17 日より施行する。  
昭和 52 年 1 月 30 日一部変更。  
平成 11 年 1 月 24 日一部変更  
平成 15 年 10 月 7 日一部変更

# 汎美術協会規約施行細則

汎美術協会（以下会という）は、同規約（以下規約という）第24条にもとづき、以下のとおり、施行細則を定める。

## 第 1 章 会費および入会金

第 1 条 本会の会費および入会金は次のとおりとする。

1. 正会員の会費は年額 50,000 円とする
2. 賛助会員の会費は年額 1 口 50,000 円とする
3. 入会金は 10,000 円とする
4. 正会員の休年会費は年額 10,000 円とする
5. 正会員のうち 30 歳（会計年度内に 30 歳を迎える者）以下の者の会費の年額は 25,000 円とする
6. 30 歳（会計年度内に 30 歳を迎える者）以下の者の入会金は 1,000 円とする
7. 正会員暦 1 年以上で 80 歳（会計年度内に 80 歳を迎える者）以上の正会員のうち、希望する者については会費を全額免除する。

## 第 2 章 代 表 者

第 2 条 本会の代表者は、会員総会において正会員の中から選出する。

代表者は運営委員会の議決に従い、会を代表する。

第 3 条 代表者の任期は 2 年とする。再任は妨げないが 3 期以上の継続を認めない。

## 第 3 章 運 営 委 員 会

第 4 条 運営委員会は規約及び会員総会の議決に従い、会の運営に当る。

第 5 条 運営委員は会員総会において選任されるものとする。但し会の運営上必要があるとされるまでは定数を定めず、全正会員を運営委員とする。

第 6 条 運営委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名乃至 2 名、事務局長 1 名、事務局委員若干名、会計委員若干名を置く。

委員長は会の代表が兼ね、副委員長以下は運営委員の互選による。

委員長は運営委員会を招集し、委員会の議長となる。

副委員長は、委員長を補佐する。

第 7 条 事務局は事務局長、事務局委員、会計委員をもって構成する。

第 8 条 事務局長は、運営委員会の議に基づき、本会の運営に必要な事務一切の責に任じ、事務局委員は事務局長を補佐する。

会計委員は、本会の資産の管理並びに会計に当る。

第 9 条 副委員長、事務局長、主任会計委員の任期は 2 年とする。再任を妨げないが 3 期以上の継続を認めない。

## 第 4 章 会 計 監 査

第 10 条 会計監査は 2 名とし、運営委員会において事務局以外の会員から選任委嘱する。

会計監査は会計を監査する。

## 第 5 章 補 則

第 11 条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は運営委員会の議を経て会員総会において委嘱する。

## 第 6 章 休 会

- 第12条 正会員は健康上及び生活上の諸問題や遠隔地への移動などのやむをえない事情のあるときは、本人またはその家族などの申し出により、運営委員会の判断を得て、その年間の会の行事および業務への参加を休むことが出来る。ただしこの期間は休年会費を納入する。

## 第 7 章 慶 弔 規 定

- 第13条 会員が結婚した時および会員が死亡した時、会から金一封を送る。金額等についてはその時の常識に従い、会計が運営委員にはかって決定する。

## 付 則

本細則は昭和51年10月17日より施行する。

平成11年1月24日一部変更。

平成15年10月7日一部変更

平成21年5月31日一部変更

平成23年6月19日一部変更

平成27年6月28日一部変更

平成28年6月18日一部変更

令和 3年5月16日一部変更

令和 5年5月14日一部変更